

“将来的補償”を含む金銭要求 ～B中学校長からの相談～

体育の授業中に生徒が転倒して顔面を打ち、前歯を欠いてしまいました。管理下における学校事故ですので、日本スポーツ振興センターの手続き等を進めてきたのですが、保護者から将来的補償について「誠意を示せ」と高額な金銭をにおわす要求がありました。まだ成長途中ということで、将来的補償と言われても、いつまでかかることやら分かりません。

当然、校長も異動しますし、面倒なので見舞金で済ませてしまおうかとも思っているのですが……。

<助言例>

なぜ転倒したのか事実を確認することが大事です。学校側に責任があると分かった場合、「将来的補償」とは何を意味しているのか、保護者に確認しましょう。歯科医に診ていただき、歯の欠損が修復するまでが学校の誠意と考えてよいでしょう。

さらに、その場で補償を要求されても返答は控えることです。学校だけの判断では回答は不可能です。教育委員会の担当課と協議の上、学校としては、正確な記録を残し必ず引き継ぐこと、主治医の治療計画等の情報を管理職と養護教諭が確認しておくことが重要です。

歯を修復した後に、なんらかの異常が出た場合の対応については、教育委員会の担当課との協議結果に基づき、話し合いには応じます。その中で、できることとできないことを明確に分かりやすく伝えます。

異常が出た場合に、その原因が学校事故による歯の欠損によるものと主張されるなら、引き継がれた記録等を基に、弁護士と相談の上、対応することが望ましいと考えます。

先方が具体的な金額等を示し、暗に教員や管理職のポケットマネー等で対応するようにおわせた場合には、絶対に応じてはいけません。その場をやり過ごしたつもりでも、結果として保護者を恐喝などの犯罪者にしてしまうことになりかねません。

管理下における事故等については、独立行政法人
日本スポーツ振興センターのホームページ

<http://www.naash.go.jp/>等を参照し、適切な
情報を収集して対応してください。

<校内での子供同士のトラブルがけがにつながった場合の補償>

○災害共済給付の利用

学校に法的責任があるかどうかにかかわらず、学校管理下での事故の場合は、日本スポーツ振興センターの災害共済給付を利用するべきでしょう。

○学校の責任の有無

上記の災害給付では、いわゆる慰謝料等は支払われませんので、学校の責任の有無が問題となります。

学校管理下での事故であり、教員の目が届いていないところでの事故の場合は、事故についての予見可能性が認められる余地があり、学校の管理責任が生じる可能性があります。

ただ、この点は、個別具体的な事情を踏まえて慎重に判断する必要があります。

○補償の額

仮に学校に責任があるとしても、どの程度どのような範囲まで賠償すべきかは別の問題です。法律的には「事故と相当因果関係のある損害について賠償しなければならない」とされています。

具体的な範囲については、個別事情に即し、医療記録などをふまえて判断する必要があります。

○加害児童(の保護者)との関係

加害児童の保護者も損害賠償責任を負う場合には、学校も加害児童の保護者も、被害者との関係では、損害額全額を支払う義務を負い、加害者側(学校と加害児童保護者)の内部で最終的な負担割合について調整することとなります。

(注) ここでは、分かりやすさを考えて「学校の責任」という表現をしていますが、厳密にいうと、公立学校については、教職員の故意・過失による権利侵害や施設の設置管理の瑕疵による権利侵害があった場合、国家賠償法の適用により、自治体(区市町村および都)が賠償責任を負います。

なお、当該教職員に故意または重大な過失があった場合には、自治体が当該教職員に対して求償権を行使することができます。いずれにしても、児童・生徒や保護者が当該教職員に対して直接に損害賠償請求権を有することは(ごく例外的な場合を除いて)ありません。